

河原地区まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 この会の名称は、河原地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 河原地区内の住民が一体となって、魅力ある住みよいまちの実現に向けて取り組むよう、鳥取市との連携のもとに河原地区まちづくり計画の策定及びその推進を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会の事務を処理するため、河原地区公民館（鳥取市河原町長瀬45番地1）に事務所を置く。

(構 成)

第4条 協議会は、次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 河原地区の各部落から推薦された者。公民館長。
- (2) 河原地区の居住者で、会長が認めた者。
- (3) 河原地区または、河原町地域の存する各種団体で会長が認めた河原地区の代表者。
- (4) その他協議会が必要と認めた者。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 部 会 長 若干名
- (4) 副部会長 若干名
- (5) 監 事 2名

(6) 事務局長 1名

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、監事は、総会において委員の互選によりこれらを定める。

- 2 部会長、副部会長は会長が指名する。
- 3 事務局長は、公民館職員の中から会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 3 部会長は、それぞれの分野の発展を目指し、それらの調査研究と関連事業の推進に努める。
- 4 副部会長は、部会長を補佐する。
- 5 監事は、協議会の会計監査を行う。

第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは補充することができるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

(総会)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、委員の過半数が出席することによって成立する。なお、委任状によるときは、出席とみなすことができる。

4 総会は、次の事項を協議する。

(1) 規約改廃に関すること

(2) 役員を選出に関すること

(3) 事業計画および事業報告に関すること

(4) 予算および決算に関すること

(5) その他協議会が第2条の目的を達するための基本事項に関すること

5 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、または、委員の過半数の請求があった場合は、随時開催することができる。

2 総会の議決は、出席者の過半数を持って決する。但し、同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、協議会の運営について協議する。

3 役員会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(委員の職務)

第12条 委員は、協議結果について、河原地区住民に理解を求めよう努めるとともに課題解決に向けて積極的に取り組むものとする。

2 第4条1号及び3号に定める委員は、その部落または、所属する団体の意見をまとめ、これを協議会に反映させるよう努めるものとする。

(部 会)

第13条 会長は、総会に諮って、それぞれの分野の発展を目指し、それらの調査研究と

関連事業の推進を図るため次の部会を置く。

地域・環境のまちづくり部会

明るく、元気で、環境に優しい住み良いまちづくりをめざす。

安全・安心のまちづくり部会

防災、防犯などの面で、地区の住民が安全で安心して暮らせるまちづくりをめざす。

福祉・健康のまちづくり部会

地区の住民がいつまでも健康で、生きがいのある暮らしができるまちづくりをめざす。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会長は、部会活動状況等について、総会及び役員会に報告するものとする。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または部会長が欠けたときは、部会長の職務を代行する。

(会 計)

第14条 協議会の経費は、負担金、助成金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了するものとする。

(補 則)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、総会に諮って会長が定める

付 則

1. この規約は、平成21年11月16日から施行する。
2. この規約は、平成29年4月15日から施行する。(一部改正)